

身边に頼れる人のいない高齢者等の方が  
人生の最期まで安心して自分らしく暮らすための

# やすらぎ安心サポート



葛飾区社協と契約を結び、預託金をお預かりすることで、見守りを行いながら入院・入所の際の支援や葬儀・埋葬、家財処分などの死後事務を行います。

次に掲げる要件を全て満たす方が対象になります。

- 1 葛飾区に住所を有し、かつ在住する方
- 2 身近に頼れる親族がいない単身世帯の方、おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の方  
又はおおむね65歳以上の高齢者と障がい者のみの世帯の方
- 3 やすらぎ安心サポート事業の契約内容について、判断できる能力を有している方
- 4 原則、住宅ローン以外の負債がなく、契約時に必要な資力を有する方
- 5 利用申込み年度の住民税（その年度の住民税が算定されるまでの間は前年度の住民税）  
により算定された本人の合計所得金額が125万円未満の方
- 6 生活保護を受けていない方

※契約能力に疑義がある場合は、医師の診断書を求めることがあります。

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会  
葛飾区成年後見センター

☎ 03-5672-2833

# サポート内容

## 必須

### ●見守りサポート（基本サービス）

職員等が定期的な電話や訪問により、健康状態や生活状況などのほか、サービスに関するご希望内容に変更がないかを確認いたします。

### ●やすらぎサポート

事前に預託金を預かり、ご本人死亡後の葬儀や埋葬、家財処分などの支援を行います。また、死後事務サポートとして、公共サービスや賃貸住宅の解約手続きなどの支援を行います。財産については、公正証書遺言書の作成の支援も行います。

※公正証書遺言書には、遺言執行者及び遺産の引継ぎ先の明記が必要です。



サービス内容	利用料	預託金
見守りサポート（基本サービス） ● 3か月に1回の訪問 ● 1か月に1回の電話	無料	0 円
やすらぎサポート	葬儀・埋葬サポート	30万円～ (業者見積額)
	残存家財処分サポート	業者見積額
	死後事務サポート	家賃2ヶ月分相当 + 公共料金2ヶ月分相当 (28,000円程度)
	公正証書遺言書作成サポート	0 円

※公正証書遺言書（案）の作成にあたっては、あらかじめ弁護士・司法書士等の専門職の方にご相談いただくことをお勧めします。

※遺言執行の際の遺言執行者には、原則として弁護士・司法書士等の専門職の方を指定していただきます。

※弁護士・司法書士等の専門職の遺言執行者に対しては、遺言執行後にその報酬を相続財産の中からお支払いいただきます。

#### 【預託金の参考例】



## 選択 日常生活支援サポート

福祉サービス利用の必要がでてきたり、郵便物の確認や生活費の預貯金払戻しなどが難しくなってきた場合には、ご希望に応じて以下の個別サービスを提供いたします。



	サービス内容	利用料	
日常生活支援サポート	福祉サービスの利用援助 ●福祉サービスに関する情報提供・助言 ●福祉サービスの手続き援助 ●福祉サービス利用料の支払いなど	訪問による支援：1回1時間 1,000円 (30分延長ごとに500円加算)	
	日常的金銭管理サービス ●年金、福祉手当等の受領手続き ●医療費、税金、公共料金、家賃等の支払い手続き ●日常生活に必要な預貯金の払戻しなど	通帳 本人保管	訪問による支援：1回1時間 1,000円 (30分延長ごとに500円加算)
		通帳 社協保管	訪問による支援：1回1時間 1,500円 (30分延長ごとに500円加算)
	各種手続き支援 ●官公署等の手続き支援 ●郵便物の確認支援 ※確定申告や資産運用に関する手続きは行いません。	訪問による支援：1回1時間 1,000円 (30分延長ごとに500円加算)	
	書類等預かりサービス ●年金証書 ●預貯金の通帳 ●権利証 ●契約書類 ●保険証書 ●実印・銀行印 ●その他葛飾区社協が適当と認めた書類（カード類を含む）を金融機関の資金庫に保管します。	月 1,000円	

※福祉サービスの利用援助は、やすらぎサポートを利用し、かつ現に公的な福祉サービスを利用している方が利用可能です。

※日常的金銭管理サービス及び各種手続き支援は、やすらぎサポートを利用し、かつ要介護1以上の方が利用可能です。

## 選択 安心サポート

病院への入院や福祉施設への入所の際の説明や手続き時に立ち合いを行います。また、預託金から入院費や入所費の支払いを行い、入院・入所時には必要物品のお届けも行います。その他、成年後見制度の利用が必要になった場合には、成年後見制度の利用支援や後見人等が就くまでの生活費をお届けします。

	サービス内容	利用料	預託金
安心サポート	(病院への) 入退院時サポート	入院・入所期間中に『日常生活支援サポート』の各サービスを利用する場合は、各々、日常生活支援サポートの利用料が適用されます。	50万円
	(福祉施設への) 入退所時サポート		
	成年後見制度利用支援サポート	無料	24万円 ※生活費 6カ月分

※開所時間外の体調急変による緊急入院時など、予定外の緊急駆けつけ等の対応は行いません。  
※いわゆる身元保証人のような、損害賠償等の保証は行いません。



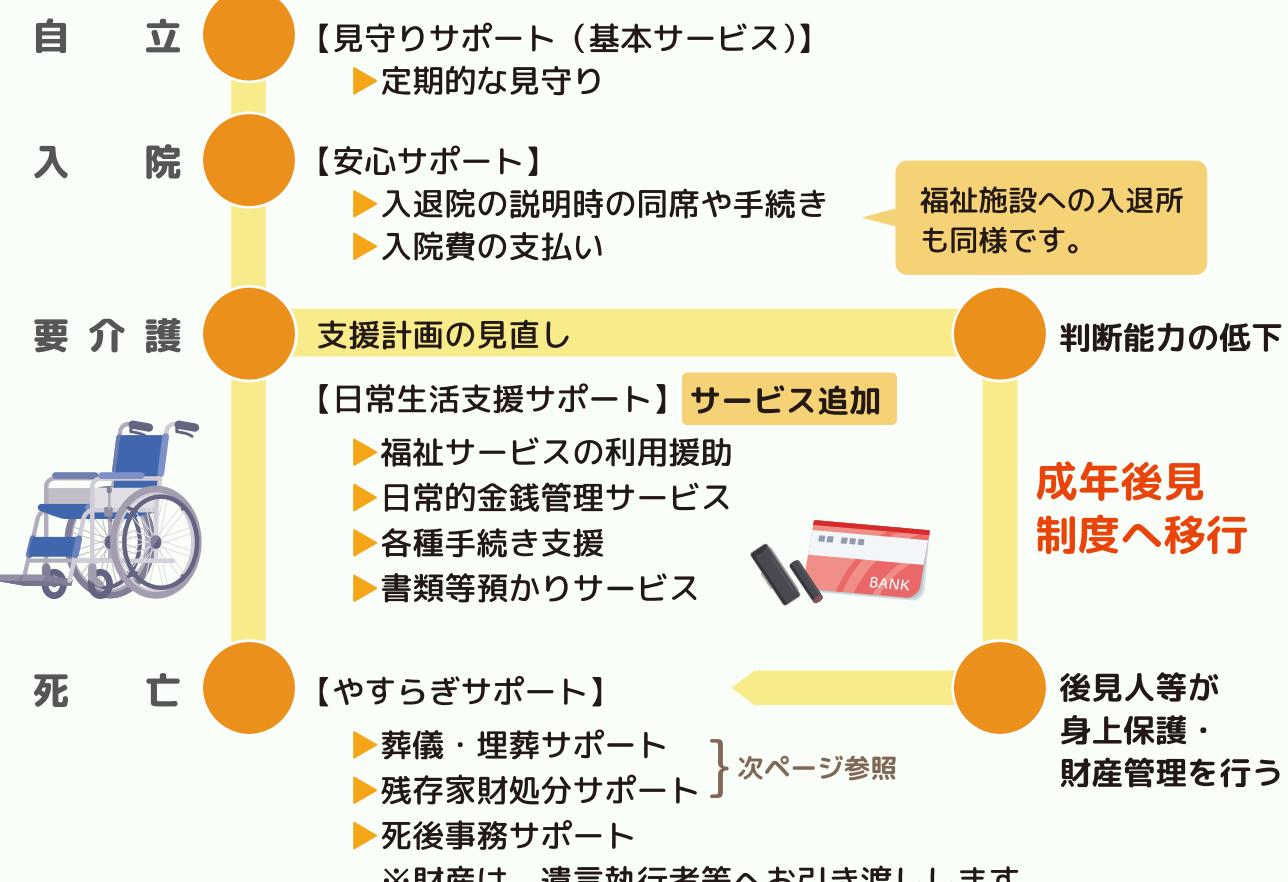


# お申込みからご利用までの流れ

- 相談 1** まずは、お気軽にご連絡ください。  
サービス内容や利用料金等についてご説明いたします。
- 利用申込み 2** 申込書にご記入いただき、住民票の写しなど利用対象者の要件を確認するための書類もご提出いただきます。また、その際、現在の生活状況やお亡くなりになった後に関するお困りごとなどをお聞きします。
- 審査 3** お申込みされた方が利用条件を満たしているかどうかなどの審査を行います。
- 支援計画(案)  
公正証書(案)作成 4** 職員が何度もご自宅を訪問し、ご要望をお伺いしながら支援計画書(案)を作成いたします。また、死後事務委任契約の公正証書(案)と公正証書遺言書(案)も作成していきます。公正証書作成費用は、ご利用者の実費負担になります。
- 契約 5** 葛飾区社協とやすらぎ安心サポート事業の契約を締結します。  
※あわせて公正証書による死後事務委任契約を締結し、公正証書遺言書も作成します。
- 預託金のお振込み 6** 契約後1週間以内に預託金をお振り込みいただきます。



## サービス開始





## 葬儀・埋葬の流れ



**死亡の確認** 1 葛飾区社協にて、お亡くなりになられたことを確認いたします。

**ご遺体の引き取り** 2 葬儀業者へ連絡し、葬儀業者がご遺体をお引き取りに伺います。

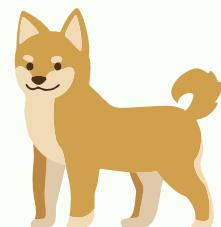
**葬儀の準備** 3 死亡届出の支援、葬儀日程など葬儀業者との協議・調整、ご親族等がいればご親族への連絡等を行います。

**葬 儀** 4 公正証書に基づき、ご利用者のご希望の葬儀を実施します。

**埋 葬** 5 ご指定の場所へ納骨いたします。  
(ご遺骨を引き取る方がいない場合やお墓をお持ちでない場合は、葬儀業者の指定する場所へ埋葬いたします。)

**支払い** 6 預託金から葬儀代や埋葬費用等をお支払いします。  
(預託金の残額は、遺言執行者等へお引き渡しします。)

※ペットを飼われている方は、万一に備えて  
引き取り先を決めておくことをお勧めします。



## 家財の処分・賃貸住宅の解約の流れ

**死亡の確認** 1 葛飾区社協にて、お亡くなりになられたことを確認いたします。

**処分家財の確認** 2 家財処分業者へ連絡し、処分する家財の確認、片付けを行う日(実施日)等を協議・調整します。

**遺品の引き渡し** 3 ご親族等がいれば連絡し、遺品受取りの確認をしたうえでお引き渡しします。財産については、遺言執行者等へお引き渡しします。

**家財処分** 4 公正証書に基づき、家財処分業者がご自宅の家財の片付け・処分等を行います。

**自宅の解約** 5 賃貸住宅の場合は、不動産業者もしくは大家へ未払い分の家賃を預託金から支払い、解約手続きを行います。

**支払い** 6 預託金から家財処分費用等をお支払いします。  
(預託金の残額は、遺言執行者等へお引き渡しします。)



※持ち家の方のご自宅は、遺言執行者等に対応していただきます。

※ペット、位牌、仏壇、神棚等の引き取り先などでお困りの場合は、  
ご相談に応じます。

# やすらぎ安心サポートに関してよくある質問

## 対象者について

- Q1 対象者について、「葛飾区に住所を有し、かつ在住する」とありますが、区外へ転居した場合は解約になりますか？
- A1 原則として、契約を解約させていただくことになりますが、特別なご事情等がある場合はご相談ください。
- Q2 対象者について、「身近に頼れる親族がない」とされていますが、どのような範囲ですか？
- A2 原則として、民法上の扶養義務者となる父母や子・孫（直系血族）または兄弟姉妹などがいるときは、本事業の利用対象外となります。ただし、父母や子・孫などが遠方にいて頼ることができない、長期間にわたり音信不通である、または病気や高齢、障がいがあること等によって入院・入所の支援や葬儀などを行うことが困難な場合はご相談ください。
- Q3 対象者について、「契約内容について判断できる能力を有している方」とされていますが、契約後に後見人等（保佐人、補助人及び任意後見人を含む。）が就いた場合の取り扱いはどうなりますか？
- A3 基本的には、契約時の意思を尊重したいと考えており、一律に解約ということはありません。なお、後見人等が解約したいということであれば、本人の意思ととらえ解約に応じます。

## 預託金について

- Q4 預託金は何に使うのですか？
- A4 預託金は、①葬儀・埋葬の費用 ②家財処分の費用 ③死亡後の未払い分の家賃や公共料金等の支払い ④入院や入所の費用 ⑤成年後見制度につながるまでの生活費としてお預かりします。
- Q5 途中で解約した場合、預託金は返金されますか？また、葬儀・埋葬や家財処分などの死後事務の終了後、預託金が余った場合はどうなりますか？
- A5 途中解約の場合は、預託金の全額又は残額を指定の口座へ返金いたします。また、葬儀・埋葬や家財処分などの死後事務にかかる費用の支払いを終えた後に残額がある場合には、遺言執行者へお渡しし、本人の相続財産に追加していただきます。

## 遺言書について

- Q6 遺言執行者を家族や知人に依頼することはできますか？
- A6 遺言者である本人の意思を正確かつ確実に実現するためには、本事業の担当者との綿密な連携が必要になるとともに、相続財産である不動産の処分や遺言の手続き等には、専門的な知識と経験が必要となります。そのため、遺言執行者には特段の事情がない限り弁護士や司法書士などの専門家をお勧めしています。

**Q7** 公正証書遺言書の作成は必須ですか？自筆証書遺言書では認められませんか？

**A7** 本事業のご利用にあたっては、公正証書遺言書の作成をお願いしています。公正証書遺言書は、裁判官・検察官または弁護士等多年の経験を有する法曹資格者である公証人が作成します。そのため公正証書遺言書は、法律的に整理された内容となり、遺言書の不備により無効となるおそれもないことから、自筆証書遺言書と比べて有効確実です。遺言者が遺言内容を公証人に伝え、公証人が筆記したものに遺言者と証人が署名捺印して原本を公証役場で保管します。なお、公正証書遺言書の作成にあたっては、遺言執行者及び遺産の引継ぎ先の明記が必要です。

## 身元保証について

**Q8** 身元保証は対応していますか？

**A8** いわゆる身元保証人のような損害賠償等の保証は行いませんが、医療機関や福祉施設等へ入院・入所された際は葛飾区社協が身元引受人となり、入院・入所の手続き等の支援を行います。その他本事業では、次のとおり対応いたします。

### 【1】預託金による債務保証について

預託金の限度内で本人の債務（入院・入所費、葬儀・埋葬費、家財処分費など）に対してお支払いを行います。

### 【2】「医療に関する事前要望書」の医療機関への提示について

葛飾区社協がご本人に代わり、医療に関する同意を行うことはできませんが、医療に関する希望を記載した書面（医療に関する事前要望書）をあらかじめご用意いただき、必要になった際に、その書面を葛飾区社協から医療機関に提示する対応は行えます。

### ※ 入院時・急変時の駆けつけについて

開所時間内の病院との連絡調整や入退院時の付き添いには対応いたしますが、開所時間外の体調急変による緊急入院時など、予定外の緊急駆けつけ等の対応は行いません。

### ※ 入院や入所時の連絡先になることについて

入院や入所時の手続きで必要となる連絡先に葛飾区社協を指定することは差し支えありませんが、医療行為の判断や予定外の緊急駆けつけ等の対応は行いません。

### ※ ご遺体のお引き取りについて

もしお亡くなりになられた場合には、あらかじめ取り決めた葬儀業者がご遺体をお引き取りし、斎場等の安置場所へお移しいたします。



# 高齢者への他の見守りサービスに関するお問い合わせ

社協で行っている見守りサービス



## ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業

在宅のひとりぐらしの高齢者に対し、乳酸菌飲料を配達員が一声かけて配達し、安否の確認を行っています。

お問い合わせ先：葛飾区社会福祉協議会 ☎ 03-5698-3216

葛飾区で行っている見守りサービス



## 見守り型緊急通報システム

ご自宅に専用通報機、無線通報機、火災感知器（台所）、ガス漏れ感知器（台所）、日常生活異常感知器を設置し、緊急の場合は区と契約している警備会社に通報され、警備員が駆け付けます。

お問い合わせ先：高齢者支援課 在宅サービス係 ☎ 03-5654-8299



## かつしかあんしんネット情報登録

緊急連絡先などの情報が記載された登録カードをあらかじめ高齢者支援課・民生委員・高齢者総合相談センターでお預かりし、登録者の病気やケガなどの緊急時には、消防や警察・医療機関からの依頼に応じて緊急連絡先を提供します。

お問い合わせ先：高齢者支援課 相談係 ☎ 03-5654-8597

※「やすらぎ安心サポート」のご利用にあたっては、区役所や社協で行っている見守りサービス等もご利用いただくと、早期に安否の確認ができ、よりご安心いただけます。

## 社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会 葛飾区成年後見センター



〒124-0006  
葛飾区堀切 3-34-1  
地域福祉・障害者センター 3階（ウェルピアかつしか）

電話 03-5672-2833  
FAX 03-5698-2513

開所日 月曜日～金曜日（祝日・振替休日・年末年始を除く）  
午前8時30分～午後5時

<http://www.katsushika-shakyo.com>



電車 京成 「お花茶屋駅」「堀切菖蒲園駅」下車 徒歩 12 分  
バス 京成タウンバス

（新小51系統 綾瀬駅～新小岩駅） 堀切中学校バス停下車徒歩 3 分  
（有70系統 金町駅南口～ウェルピアかつしか） ウェルピアかつしか下車